

義務占有物件について

道路局路政課道路利用調整室

大野係員

はい、これで大丈夫だと思います。何かありませんたら御連絡します。どうも、お疲れ様でした。

坂上係員

窓口に来か来ていたみたいだけど、どんな物件だったの？

大野係員

ガス管を設置したいということで、工事計画書を持って来られたんですよ。

坂上係員

そう。ところで、せっかくだし、大野君のためにも義務占有物件について、ちょっとおさらいしてみましようか。まず、義務占有物件としてはどんなものが該当するのかしら？

大野係員

ガス管のほか、水管や下水道管、電線や電柱などがあります。道路法第三十六条第一項の中で該当する事業や物件が規定されていますよね。

○根拠法

水道法、工業用水道事業法、下水道法、鉄道事業法、全国新幹線鉄道整備法、ガス事業法、電気事業法、電気通信事業法の規定に基づくもの

○物件

- ① 水管（水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業の用に供するものに限る。）
 - ② 下水道管
 - ③ 公衆の用に供する鉄道
 - ④ ガス管（ガス事業法に規定する一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供するものに限る。）
 - ⑤ 電柱、電線、公衆電話所
- ・電気事業法に基づくもの
（電気事業法に規定する電気事業者（特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに限る。）
- ・電気通信事業法に基づくもの
（電気通信事業法に規定する認定電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。）

坂上係員

そうですね。でも義務占有物件はそれだけかしら？

大野係員

ちょっと待ってくださいね。えーと、そうですね。ば、石油管が第三十六条に規定されてませんね。

坂上係員

少し思い出したわね。道路法には規定されていないけれど、石油パイプライン事業法の規定に基づく石油パイプライン事業の用に供する石油管や、駐車場法の規定に基づく道路の地下の路外駐車場はそれぞれの法律にさっき言った道路法第三十六条と同じ様な規定があるのよ。

○石油パイプライン事業法

（昭和四十七年六月二十六日法律第百五号）

- 第三十五条 国土交通大臣は、第五条第一項又は第八条第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る石油パイプライン事業の用に供する導管が道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。以下同じ。）に設置されるものであるときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 2 道路管理者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けた石油パイプライン事業の用に供する導管について、道路法第三十二条第一項又は第三項の規定による道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用法第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、その許可を与えなければならない。
- 3 石油パイプライン事業者は、前項の許可を受けようとするときは、その工事をしようとする日の一月前までに、当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽微な工事については、この

限りでない。

○駐車場法（昭和三十一年五月十六日法律第百六号）

第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

2（略）

大野係員

そうでしたね…。

坂上係員

それじゃあ、占用許可に当たって、義務占有物件とその他の占有物件とでは、取扱いにどのような違いがあるのかしら。

大野係員

はい、第三十六条第一項により、工事を実施しようとする日の一月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならないとされています。

坂上係員

ほかに？

大野係員

えーと、同条第二項では、占用許可の申請が

あつた場合には、第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、許可を与えなければならないと規定されています。

渡邊課長

それはどういふことですか？

大野係員

はい。道路法施行令では、占用の期間、占有場所、占有物件の構造、工事実施の方法、工事の時期、道路の復旧方法に関する基準がそれぞれ定められていて、これらの基準のすべてに適合するときには、道路管理者は許可することが義務付けられているということです。

渡邊課長

それはなぜかわかるかい？

大野係員

えーと、「義務」占有物件だからです。

渡邊課長

……、義務占有物件とその他の占有物件とは、なぜ取扱いが違うかを聞いてるんだよ。

大野係員

えーと、やはりこれらの物件の公益性に着目しているんじゃないでしょうか。

渡邊課長

それだけですか？

大野係員

……。

渡邊課長

確かにそのとおりなんですけど、義務占有物件は、一般公衆の生活と密接な関係を有しているため、公益性が極めて高く、個別の事業法において、一般利用者に対する役務提供義務が設けられていることなどの事情を踏まえて、占用許可に当たっての道路管理者の裁量を制限するという特例的な取扱いがなされているんだ。例えば、ガス事業法第十六条では、「一般ガス事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域又は供給地点における一般の需要に応ずるガスの供給を拒んではならない。」と規定されているようにね。大野君はまだ事業法を読んでいないんじゃないか？

大野係員

あつ、そうでした。事業法に書いてありましたね、すっかり忘れていました。

坂上係員

大野君にとつてもいい復習になったわね。

大野係員

はい。今度はきちんと事業法を読んでおきます。

渡邊課長

やっぱり…。それじゃあ、これらの事業法をじっくり読んでみるといい。私の六法を貸そう。（大野係員の机の上に六法全書をドサツと置く。）

大野係員

えーっ、またですか！（ガツクリと肩を落とす。）